

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における コスト算定に関する研究会 (第6回)議事概要

1. 日時: 2024（令和6）年1月22日（火）15：00～15：53

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査（神奈川大学経営学部教授）、相田仁主査代理（東京大学名誉教授）、

春日教測構成員（甲南大学経済学部教授）、

北口善明構成員（東京工業大学学術国際情報センター准教授）、

砂田薰構成員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

高橋賢構成員（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

(2) オブザーバ:

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、

ソフトバンク株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、

宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) 「交付金算定」に関するコスト算定の論点整理案について（事務局説明）

(2) 意見交換

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。

定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにし

ていただきますよう、併せてお願ひいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなったりした場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますよう、お願ひいたします。

これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと存じます。関口主査、よろしくお願ひいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第6回会合を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。

議事次第資料1及び2、そして参考資料1、2、3及び4を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ホームページを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。前回、第5回会合において事業者ヒアリングを行いまして、交付金算定に関するコスト算定について、意見交換を行いました。本日は、事務局に論点整理（案）を作成いただきました。短期間で莫大な作業をいただきました。どうもありがとうございます。本日はこの論点整理について、議論を行いたいと存じます。

まずは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。いつもお世話になっております。交付金算定に関するコスト算定の論点整理案について、資料1を使いまして、御説明申し上げます。右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

まず、この資料の構成や取扱いについて御説明申し上げます。この資料は、研究会の後半期のテーマである交付金算定に関する御意見、御提案を第4回会合の事務局説明資料で提示させていただいた論点とワーキンググループからの要請により、論点としたものを合わせまして、7つのテーマとし、それぞれに区分して整理、統合したものになります。

各論点で検討の視点、主な御意見、考え方（案）に集約し、全体23ページものの資料にしてあります。青色の枠囲みについては、以前の区域指定の論点整理と同様に、これまでの皆様の議論を集約したものですので、この部分の説明は割愛させていただきます。赤

色の枠囲みの考え方（案）の部分も、以前の論点整理と同様でございます。確認的に申し上げますと、これまでの皆様の議論の推移等を踏まえまして、現時点で事務局として、この研究会でオーソライズいただけるのではないかと思われる部分を、文末に適當ではないかといった疑問形の文章をつけることで構成させていただきました。最終報告書（案）では、文末の疑問形が取れた文章になることをイメージしております。疑義ある部分などにつきましては、本日御議論をお願いできれば幸いです。

なお、下線を引かせていただいた部分は前回同様、本日主に御説明申し上げるポイントですが、下線を引いていない部分が重要でないという意味ではございませんので、あらかじめ御承知おきいただければ幸いです。

それでは、1ページ目、交付金算定のための標準判定式の基本的考え方について、次のページ、2ページ目に考え方（案）を整理させていただきました。まず、交付金算定に関するコスト算定においては、2月答申の考え方を堅持いたしまして、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適當であり、基本的に区域指定の標準判定式を活用することとしてはどうか。ただ、必要に応じて標準判定式を修正して、交付金算定の標準判定式とすることが適當ではないか。本日の資料でございますが、CATVアクセスサービスのHFC方式で、かつ上り10Mbps以上のものを単に「HFC」と申し上げ、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスも単に「ワイ固専用型」と申し上げさせていただきますが、これらにFTTHアクセスサービスを加えまして、3つの第2号基礎的電気通信役務の種別がございます。

いずれも下り30Mbps以上のものに限っているわけでございますが、これら3つそれぞれに交付金算定の標準判定式をつくりまして、適用することが適當ではないか。ただし、ワイ固専用型は、町字ごとの一回線当たりのコストを、標準的なモデルを構築して算定することが現時点困難であることから、区域指定と同様に交付金算定に関するコスト算定においても継続検討事項とすることが適當ではないか。

続いて、3ページ目に移ります。2月答申では、ただし、適正な標準モデルの値では、実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられるとされています。今回、まだ運用が始まる前の段階で各種判定式を構築しようとしておりますが、特にアクセス回線部門と海底ケーブル部門において、仮に実際費用から大きく乖離してしまう場合というものが生じる場合には、それが複数件生じるのか、1件のみ生じたのか、状況も見定めつつ、今回構築する標準判定式の速やかな見直し

の議論を行うことにより、判定式の結果の適正性と妥当性を確保すべきではないか。とすれば、現時点での実際費用方式を用いる場面を具体的に想定することは困難ではないか。

加えて、交付金算定の標準判定式は、事業者が自ら設置した電気通信設備を用いて B B サービスを提供することを前提にしています。このため、所有者が自治体の公設地域と、元来人口が少なくて初期整備の障壁が著しく高い未整備地域は、この標準判定式の前提と相容れないところがございます。そもそも B B ユニバ制度の副次効果として、公設設備の民間移行の促進と未整備地域の解消も狙っているところです。よって、B B ユニバ制度を創設した令和 4 年改正法の施行日であります昨年、令和 5 年 6 月 16 日の時点で公設地域、又は未整備地域であった地域については、施行日以降、あるいは公設設備が民間移行された、あるいは民設民営方式で新規整備された場合に限りまして、交付金算定の標準判定式とは異なる特異判定式を適用することが適當ではないか。この標準的な特異点として現れる 2 つの場面に限って適用される、こうした判定式を構築することは、2 月答申においても許容されていると考えられるのではないか。

2 月答申で、特別支援区域の指定後に、当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適當とされております。この収入費用方式に言及する部分、この部分が、特異判定式が符合していると考えております。

また、今読み上げましたとおり、2 月答申の本文で、特に特別支援区域の指定後にとされておるところですが、施行日から本年 8 月末を予定しております最初の区域指定の日までの間に、同じように民間移行、または新規整備がなされた場合につきましても、特異判定式を適用することとしてよいのではないかでしょうか。

以上を図式化したのが、次のページ、4 ページ目の右下の絵になります。左側の黒丸が施行日、真ん中の黒丸が最初の区域指定日である本年 8 月になります。右に伸びます青色矢印が、先ほど読み上げました 2 月答申本文が指摘する部分ですが、今回、明確に施行日から右に伸びます赤色矢印に対応する記載を論点整理案で盛り込ませていただきました。

4 ページの御説明を引き続きさせていただきます。特異判定式の算定方法については、実際の構築費用を用い、そして、全国平均の維持管理係数を掛け合わせるといった、この研究会で提案された手法の具体化について、係数の公募を実施することを含めまして、総務省において検討することが適當ではないか。ただ、特異判定式は、あくまでも例外的に

一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用するものでありますので、永続的に適用することは想定されず、標準判定式の適用を受けるという原則にいざれ戻ることを念頭に置いています。

その意味で、次の2点が重要と考えられます。1点目、特異判定式の適用については、標準判定式と同様に、総務省において継続的に見直すことが適當ではないか。その際、特定の町字について、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等について、実際の運用状況等も考慮して、検討すべき事項として含めることが重要ではないか。2点目、特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているか等が客観的に確認でき、透明性と公平性が担保されるようにするため、費用などは可能な限り公表されることが必要ではないか。

左下の図で全体像を確認させていただきます。一番左側に3つの役務を書かせていただいております。区域指定は原則としてどの役務もFTTHの標準判定式を用い、交付金算定は、各役務に対応する標準判定式を用いてまいりますが、ワイ固専用型については、いずれも継続検討事項になります。FTTHの交付金算定の原則は標準判定式を適用し、2つの場面に限って特異判定式を適用します。中段のHFCにつきましては、それぞれ補正された判定式を適用することになります。

続いて、6ページ目に飛んでいただければと思います。町字別の一回線当たりのコスト算定の論点になります。一番下に考え方（案）をまとめました。アクセス回線部門、海底ケーブル部門、設備利用部門の部門ごとに算定して合算、中継回線部門は除外することが適當ではないかとまとめさせていただいております。

次に、7ページ目、アクセス回線部門コスト算定の方法の論点に移ります。10ページ目に考え方（案）をまとめさせていただきました。交付金算定の対象となるアクセス回線設備の範囲については、前回、事務局から御提案させていただいたもので御異論ございませんでしたので、Aに記載のとおりとすることが適當ではないでしょうか。また、この設備の範囲を前提としたとして、FTTHにおける収容ルータ及びワイ固専用型の5Gコアについては中継回線設備に含まれ、交付金算定の対象に含まれるものではございません。しかしながら、未整備地域の一部の特定町字でBBサービスを提供するために、その町字のためだけに限定的に新規整備が必要となる場合も考えられます。よって、FTTHにおける収容ルータ及び5Gコアについては、個別具体的な事情を、維持管理費用の支援において例外的に取り扱う手立てを用意してもよいのではないか。その取扱いの必要性を確認

するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、事業者から毎年報告を受け、精査することが必要ではないかとまとめさせていただいております。

次のページ、11ページ目に参ります。既に御説明した部分と重複になりますけれども、アクセス回線部門コストの算定方法については、原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用し、ただし、施行日以降、公設設備が民間移行された場合や、未整備地域で新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限っては、特異判定式を例外的に適用することが適當ではないか。その特異判定式の算定方法などについては、4ページ目で御説明したとおりでございます。

次に、12ページ目、共通費の配賦基準の論点に移ります。15ページ目を御覧ください。2月答申及びワーキンググループにおいても議論されておりますとおり、B Bユニバ制度が民間事業者を「放送事業者」との文言で切り出すのではなく、「電気通信事業者」との切り口から、電気通信事業者同士で助け合う制度、そして通信を受益する者による負担制度として制度化されているということに鑑みますと、放送サービスに係る費用を除いた上で、今回の新たな交付金を算定することが適當ではないか。また、放送サービスと共に用する通信設備に関しては、放送に係る費用を除く算定手法として、二芯方式により提供される場合は、芯線数で費用を配賦し、一芯方式により提供される場合は、波長数による按分で費用配賦、具体的には一芯の中で放送は一波、下りのみ、通信は二波、上りと下りであり、三波ある。よって、通信に係るコストドライバは3分の2とすることが適當ではないか。

なお、この一芯の場合における波長数による按分が技術の進展等も踏まえ、適切か否かは、制度の運用状況等も踏まえて、継続的に見直しを行うことが重要ではないか。

以上の共通費の配賦基準の考え方は、FTTHに対し適用するとともに、同時にHFCに対しても適用することとし、制度の運用状況等も踏まえまして、継続的に見直しを図っていくことが適當ではないかとまとめさせていただきました。

次に、16ページ、海底ケーブル部門コストの算定方法の論点に移ります。19ページ目に考え方（案）をまとめてみました。そもそも海底ケーブル及び陸揚局は、中継回線設備を構成するものです。交付金算定に関するコスト算定においては、中継回線部門コストはその対象外と整理されています。よって、海底ケーブル及び陸揚局は、交付金算定の対象外とすることも、考え方としてはあり得るところです。しかしながら、まず、海底ケーブルについては、2月答申において、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、

維持費用が大きいと考えられることを理由として、交付金の費用算定の対象設備とされ、また、陸揚局は2月答申で明示的には言及されていないものの、海底ケーブルを用いて役務を提供するためには不可欠な施設であります。よって、海底ケーブル部門コストの算定方法については、例外的な取扱いを認める2月答申の考え方を踏襲しまして、交付金の費用算定に当たっては、限定期にこれらを対象に含め、原則として一定の標準的なモデルを用いることとしてはどうか。

具体的には、原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適當ではないか。その際、具体的に交付金算定の対象となる設備の範囲については、A地点の陸揚局の海側の伝送端局と、B地点の陸揚局の海側の伝送端局と、その間をつなぐ海底ケーブルとすることが適當ではないか。特に陸揚局に係るコストの算定方法については、陸揚局内部の構成設備を含め、区域指定の標準判定式と同様に、この研究会での意見や実態等を踏まえまして、総務省において検討を深めることが適當ではないか。

なお、前回の研究会で議論のございました、陸揚局から最寄りの収容局までの間の設備につきましては、海底ケーブル部門コストの対象設備の範囲に含めないこととするのが適當ではないかと書かせていただきました。

次に、20ページ目、設備利用部門コストの算定方法の論点に移ります。21ページ目を御覧ください。交付金算定に関するコスト算定における設備利用部門コストの算定方法については、区域指定の標準判定式を活用することでよいのではないかとまとめさせていただいております。

最後に、22ページ目、その他考えられる事項の論点に移ります。最終ページの23ページ目を御覧ください。B B ユニバ制度はB B サービスを国民生活に不可欠であるために、あまねく日本全国において提供が確保されるべき電気通信役務として捉え、適切、公平かつ安定的に提供されることを企図しており、地理的格差が生じることを原則想定しておりません。先週発表しました最新の調査結果によれば、令和5年3月時点で光ファイバの整備率は99.84%となり、未整備世帯は約10万世帯、令和4年同月比で約6万世帯減となりました。安定した提供を適切かつ公平に行う取組を引き続き実施することが重要ではないかと記載させていただきました。

続いて、アクセス回線部門及び海底ケーブル部門において、交付金算定に必要な設備の単価や各費目のコスト把握のための係数値の入力値については、区域指定の標準判定式の構築の際と同様の考え方を持って公募の手続を経ることが適當ではないか。また、有事に

おける移動電源車などの設備については、不採算地域だけで用いられるものではありません。また、B Bユニバサービスの提供のみならず、他の電気通信役務の提供にも使用される設備であることなどを考慮しますと、直ちに今回のB Bユニバの交付金のコスト算定の対象とすることがなじまないものと考えられますが、まずは、これらの設備がブロードバンドサービスの提供に必要な標準的なコストとして捉えられるか否か、総務省において慎重に検討することが適當ではないかとまとめさせていただきました。

以上になります。御審議のほど、何とぞよろしくお願ひいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの論点整理（案）の説明に対しまして、ただいまから意見交換に移りたいと存じます。論点が多岐にわたりますので、次の資料の順番に従って、論点を区切って御意見を頂戴したいと思いますが、忘れないうちにということであれば、遡って御意見を賜ることももちろん大丈夫ですので、よろしくお願ひいたします。

まずは、事務局資料の1ページ目から5ページ目までにつきまして、交付金算定のための標準判定式の基本的考え方につきまして、御意見ある方はチャットなり、挙手でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。砂田先生お願ひいたします。

【砂田構成員】 砂田です。どうもありがとうございました。事務局の論点整理は、これまでのいろいろな意見がうまく集約された内容になっていると思いました。

4ページのところなんですかれども、特異判定式という形で、例外的な地域に関しては、収入費用方式に基づいた特異判定式を用いようという考え方はいいんじゃないかなと思います。NTTからは、たしか一定の見通しが立たないとなかなか手を上げづらいというような御意見もあったと思うんですが、特異判定式の適用が最低3年とか、最高10年とかつて決められるものではないし、地域による特殊な事情もあることを考えると、今後検討していくという考え方方がいいんじゃないかなと思いました。

また、永続的にというのではなくて、標準判定式へ切り替えていくという大きな方針の下に、切替え時期はどうするかという検討を続けるというので良いのではないかと考えました。私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。4ページのLに関しての御賛同の御意見というふうに賜ってよろしいでございましょうか。

【砂田構成員】 はい。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかの先生方、御意見等ございますでしょうか。

それでは、特段、今チャットには入っていないようですので、先に進ませていただきまして、後ほどまた戻ってきてもよろしいかと思います。

次は6ページ、町字別の一回線当たりのコスト算定につきまして、御意見のある方はお願ひいたします。ここも特段の御意見はないと理解してよろしいでしょうか。よろしいですか。

次、7ページから11ページまで、アクセス回線部門コストの算定方法につきまして、御意見等を賜れれば幸いでございます。橋本さん、どうぞお願いします。

【KDDI株式会社】 KDDIの橋本でございます。スライド10の部分について、2点ほどコメントさせていただきます。

1点目は、こここの収容ルータと5Gコアのところは例外的にというところで、そこはしようがないのかなとは思いますが、あくまでも限定的に、その町字だけに使われるというところを、総務省様のほうでしっかり精査していただく必要があると思いますので、考え方（案）のとおり、総務省様において、毎年、精査いただければと考えております。

もう一つは、ここを例外的に取り扱うというところで、結局は交付金の算定のほうに影響するというところで、ひいては国民の負担になるというところでございますので、透明性の確保という部分は必要不可欠になってくるのかなと考えております。その点、総務省様に毎年報告し、精査するというだけではなくて、その結果については、 국민に広く情報開示する必要があると思いますので、その点、御意見として述べさせていただきます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。10ページのBのところですけれども、まずは限定的な整備と、それから、総務省においての精査ということですが、開示については、必ずしも費用等の明細について、公表になじむかどうかは少し検討が必要だと思うんですが、事務局に振っても大丈夫ですか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。KDDI様からいただいた2点、そのとおりと思っておりまして、最終報告のほうにそのまま盛り込んでいただいた暁には、我々のほうでしっかりと内容を精査するとともに、どういった形で国民への透明性の確保を担保していくかという制度設計につきましても、しっかり検討させていただきたいと思っております。

【関口主査】 どうもありがとうございます。橋本さん、よろしいでしょうか。

【KDDI株式会社】 大丈夫です。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしましたら、12ページから15ページまで、次のところに入りたいと思います。共通費の配賦基準につきまして、御意見等ございましたら、お願いいいたします。

では井上さん、お願いいいたします。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本、井上です。放送サービスに係る費用を交付金の支援対象外とするという論点整理（案）でございますので、その場合につきまして、私のほうから追加的に御説明を差し上げたいと思います。資料の投影をこちらでさせていただきます。

これは表紙なので1枚めくっていただいて、放送サービスに係る費用を支援対象外とする場合、2点ほど担保する必要があると考えてございます。1つ目でございますが、放送サービスの未利用者につきましては、放送用パケットとか波長を使用されないということでございますので、支援対象外とする費用を算定する芯線は、当該支援区域において実際に放送サービスを利用する利用者分に限定する必要があるかと思っております。

また、費用と収入の対象範囲を一致するというのが原則でございますので、収入においても放送サービス相当を圧縮するということが必要かと思います。そちらのほうは、下のほうにイメージ図を出しておきました、放送サービス未利用者分につきましては、全額の補填が必要、放送サービス利用者分につきましては、収入、費用とともに圧縮して3分の2ということでおいかがかというところでございます。

なお、そうした場合におきましても、放送用通信に配賦される高コスト分、これは依然として支援対象外になるということでございますので、難視聴対策といったことで、支援区域で放送サービスを提供する必要があると、このように判断される場合には、本交付金とは別に、支援制度により支えていくことが必要になると思いますので、そちらのほうは別途検討をお願いしたいというところでございます。

次のページは、先ほどのサービスを利用してない方につきましては、パケットや波長を使用されないということを図示したものでございますので、参考にしていただければと思います。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。今、NTT東日本、井上様のほうからの説明、資料2のほうの説明を先に併せて御説明いただきましたが、資料2を含めて、改めて、この箇所につきまして、御意見等を賜れれば幸いでございます。相田先生、手が挙がっております。お願いいいたします。

【相田主査代理】 今のN T Tさんからの御提案につきまして、これは15ページのDのところ、R F方式とI P方式で変えたほうがいいという御提案かなとお伺いしました。場合によっては、R F方式にも適用ということかもしれませんけれども、私の感想めいたところですけども、御提案いただくんだったら、もう少し具体的なことを御提案いただかないと取上げにくいかなというので、と申しますのは、シングルスターならば分かりやすいんですけども、シェアドアクセスになっていますから、加入者部分、加入者でない部分とかいうようなところでもって、一本の主端末回線に収容されている方の中で、放送サービスに加入していらっしゃる方と加入されていない方がいらっしゃるんじやないかというのを、どうカウントするかという点が、まず、形式立てるとあると思います。

それから、もう一つ、米印で「放送サービス相当を全体の3分の1とする場合」という言葉が書かれているんですけども、こういう放送サービス利用者と未利用者とで分けるんだったら、それに合わせて3分の1もやはり見直すべきなのかなということで、I P方式につきましても、R F方式につきましても、テレビサービスについては技術条件がしっかり決まっていて、その中で伝送帯域について、アクセス系伝送路設備については、受信者端子において提供とする放送番組の全てを伝送するために必要な伝送体系を確保というような文言が書かれていますので、多分、N T Tさんとしては、ひかりTVでどれだけ帯域を使っていらっしゃるかというのは承知していらっしゃるんだと思います。

それから安定的な伝送するための措置として、放送番組用いられるI Pパケットを優先的に伝送するための措置、あるいは、放送番組の伝送に際して利用されるI Pパケットのみを伝送する帯域を確保するために必要な措置と、どちらかを講じることになりますので、これも恐らくN T Tさんは実績として、こういうパケット優先機能、あるいは帯域確保でどれだけ上乗せしなきやいけないかというようなことも承知していらっしゃると思いますけれども、私自身はひかりTVの帯域がどれだけで送られているのか存じ上げませんけれども、一般的に言われているのは、2Kの放送で10から15メガ、それからひかりTVでも4Kサービスしていらっしゃいますけど、4Kの放送だと30から40メガというのがテレビを見ている間にずっと流れつ放しになるということでもって、これはもう3分の1なんていうものではなくて、放送利用者については、放送サービス相当がもつとずっと大きくなることが想定されるということで、そういうようなテレビの利用時間帯、令和3年度の情報通信白書でもって、全世代平均でもって、インターネットの利用時間がテレビの視聴時間を超したというような記述があったかと記憶しておりますけれども、そ

の場合のインターネットというのは、スマホのモバイルに流れる分も含めてですので、多分固定インターネットにアクセスされる時間帯というのは、テレビの視聴時間帯よりもまだ恐らく短い。

特にこのサービス支援対象となるようなルーラルな地域では高齢者が多いと思いますので、その傾向は非常に顕著だと思いますので、そういうような数値を組み合わせて、3分の1を含めてこういう見直しが必要だというような御提案をいただければ、検討する余地はあるかなと思いますけれども、今日の御提案の範囲内では、まだ取り上げがたいかなという印象を持ちました。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。春日先生からもチャット欄に記入がありますので、春日先生の御意見を賜って、それからNTT東西の井上様にお返ししようと思います。春日先生、次お願ひいたします。

【春日構成員】 今のご意見に関連する部分について、一つは感想と、一つは質問がございます。まず感想ですけれども、14ページのあたりに書いてある前回のご意見のタ、チ、ツのあたりですが、NTTさんのご主張と我々の委員会での議論で齟齬があったように私自身は認識しております。今回の補足提案というのは、NTTさんの御主張をもう少し深く説明されたのだと認識しています。

私は個人的に、民放連さんの研究会にいくつか出させていただく機会があるんですけれども、まだ彼ら自身は地上波で放送波というのを伝えていくという義務をしっかりと認識していますし、それ以上に、NHKさんもちゃんと頑張ってやっていらっしゃると思っております。ですので、ブロードバンドサービス基盤整備の最初の制度設計の段階でネットを使った放送波を全部責任もって伝送されるところまで気負っていただかなくとも、まだいいのではないのかなという気がしております。将来的にそうした問題も出てくると思いますので、意識していただくことは非常に大事なんんですけど、最初の段階ではもう少し引いて考えてもいいのかなと、まず考えました。ここまで感想です。

2つ目、質問ですけれども、NTTさんの御提案の資料を拝見させていただくと、幾つか計算が載っていると思うんです。具体的には、放送サービス相当分を利用されている方は3分の1にして、それ以外を3分の2にするというところがあるんですけども、これを計算するんだとすると、先ほどの相田先生のお話とも関連してくるんですけど、実際に計算できないと駄目ですよね。そうすると、具体的に数値を把握されているんですか。具体的にどうやって算定をされるおつもりか、というのが気になったところでして、どうい

う形で考えているのかというのを教えていただければと思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。井上様、相田先生、春日先生、両方の質問にお答えいただけますでしょうか。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本の井上です。

まず、RFにつきましては、インターネットのほうが上り下りの二波で放送が一波ですので、これをもって3分の2、3分の1と区分したらどうかというのがNTT東西からの御提案でございます。それで、IP方式は、パケットを全体としてカウントしていくということは可能かと思いますが、これは次のページにありますように、IP方式の場合、視聴していないときは放送のトラフィックが流れませんので、そこを計算しようと思うと、町字単位に、誰がどのぐらいの時間放送を見ていて、どのぐらいのパケット量かみたいなことをカウントしなきやいけなくなりますので、さすがにそこまでの細かい把握は、我々としても技術的に難しいかなと、このように考えておるところで、併せて、前回の研究会でも、関口先生のほうからRF方式、IP方式に限らず、技術中立的に、そこは割り切って、割り切ってとおっしゃったかどうかはすいません、ちょっとあれなんすけども、合わせてもいいんじゃないかというようなお話をありましたので、こういうような御提案をさせていただいたところでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかの先生方、御意見いかがでしょうか。

【相田主査代理】 もう一遍よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【相田主査代理】 一方で、井上さんがおっしゃっていたケーブルテレビのほう、放送サービスのほうにも支援があってしかるべきというのは、それはそうかなとも思いまして、例の通信政策特別委員会で行ったヒアリングでも、地方自治体さんなんかから、実は放送サービスの加入者のほうが、通信サービスの加入者よりずっと多いというようなことも伺っておりましたので、この御意見は御意見として拝聴するに値するかと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、もしやるのであれば、令和3年度の情報通信白書で、テレビを見る時間帯は1日当たり163.2分、ネットは168.4分、そのうち、モバイルでアクセスしているのが105.8分とかいうような数字とか出ていますので、必ずしも個々の視聴者などを言わなくても、繰り返しになりますけども、NTTさんとしては、放送の1チャンネル当たり何Mbpsというのを把握していらっしゃるはずだと思いますので、それに今言った、平均的な視聴時間を掛けるとかいうようなことで計算できるんじ

やないかなと思いますけれども、やはり、もう少し具体的な計算方式を示していただかないと、今日の資料の段階で、これを採用したほうがいいということは言い難いかなというのが私の印象です。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。ほかに先生方いかがでございましょうか。

【相田主査代理】 北口先生が手を挙げていらっしゃるようですが。

【北口構成員】 すみません、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【北口構成員】 本件、今日の御提案の内容だけでどうこうというのはなかなか難しいかなと私も思っておりまして、まずは、今の事務局提案の内容で進めていきつつ、これ見直しをするという内容になっているかと思いますので、相田先生おっしゃるように、具体的な値というものが出てきて、割合を変えていくということも今後、必要になってくるのではないかなど理解しました。コメントだけでございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかに先生方いかがでございましょうか。

【高橋構成員】 高橋です。よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【高橋構成員】 私も先生方と同様な意見でして、ひとまずは事務局提案の形でやって、これから先、技術的にいろいろな把握ができるようであれば、また手だてを考えるというのがいいのかなと思います。

前も申し上げましたように、配賦というのはフィクションであります、こういうときの配賦にあまりごちゃごちゃ手間暇をかけるというのは、それにコストがかかるのは本末転倒ですので、私の考え方としては、事務局の提案に乗って、それで、今後また継続して考えていくというほうが、全体のコストとベネフィットの関係から見たらいいんじゃないかなと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。砂田先生、何かコメントございますか。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。私も今の御意見に賛成です。

あと、NTTの資料の1ページ目のところで、収入と費用の範囲をそろえるということを多分言っているのかなと思いまして、その点は考慮していいんじゃないかなという感想を持ちました。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。一通り委員の先生方から御意見賜りましたが、ほかの参加されている方からも御意見、もしあればと思うんですけど、特によろしい

ですか。

先ほど、井上さんが、私が割り切ってと言って、多分言ったんだと思うんです。これは所詮やはりフィクションの世界で、二芯でやっているものははつきりと分かるから、波長数で分かるということでいいと思うんですけども、IPのほうは、実際に測りようもないし、それから、ユニバエリア、ブロードバンドユニバエリアでいうと、放送サービスを提供しないという場合のほうが圧倒的に多いだろうと思うんです。

そうすると、そういったものにまで、実割合を、その都度、多分変動するので、どこかのタイミングで切って計測し直すという規制コストを考えたりすると、技術中立性とか公平性というのを優先して、波長数で全体を按分してしまうという事務局案のほうに、私は分があるように思っていますが、相田先生からも、もっと深掘りした資料を検討する余地は考えてもよろしいということの御発言もございましたので、東西さんには、そういったもう少し具体的な提案がもしございますようでしたら、次回以降、また御提案していただければと思いますが、そのような形でよろしくございましょうか。

事務局から何かこの点に関して、補足いただけることございますでしょうか。

【大堀企画官】 いえ、ございません。継続的に検討ということで、分かりました。

【関口主査】 ありがとうございます。そのように取り計らわせていただきます。

ただいまの12ページから15ページまでのところで、追加で何か御意見等ございますでしょうか。

そうしましたら、次に16ページから19ページのところ、海底ケーブル分コストの算定方法につきまして、御意見等を賜れればと存じます。お願ひいたします。

ここは大分前回、議論を尽くしたように思っておりまして、特に19ページの整理のところで、Dのあたりですか、設備範囲についての特定の仕方の提案がございますが、このような整理でよろしければ、次に進みますが。

【相田主査代理】 相田ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願ひいたします。

【相田主査代理】 私もここはいろいろ言わせていただきましたけども、とりあえず、こういうことでよろしいかと思います。

その一方で、ここには触れられていませんけれども、将来的には無線が有利な区間というようなこともあり得るということで、これも技術中立という言い方がいいのかどうか分かりませんけれども、光ファイバ以外のモデルの余地というようなのも、将来的にはお考

えいただければいいかなと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここは事務局、何か。

【大堀企画官】 事務局でございます。相田先生、ありがとうございます。ワーキンググループの論点整理（案）のほうでまとめさせていただいた御趣旨かと存じます。今日はコスト算定研究会でございますので、また、場所を分けまして、議論を整理させていただきたいと思います。

【相田主査代理】 失礼いたしました。

【大堀企画官】 いえ、ありがとうございます。失礼しました。

【関口主査】 やや2つが同時並行していますので、混乱をきたしやすいんですが、ワーキングのほうでということでお願いいたします。

ほかに先生方いかがでございましょうか。特によろしければ、次に進ませていただきます。

次は20ページ、21ページに該当する設備利用部門コストの算定方法につきまして、御意見等を賜れれば幸いでございます。特に御意見等、ありませんでしょうか。

そうしましたら、次に、最後のところ、22、23ページ、その他考えられる事項につきまして、いかがでございましょうか。これも特にないでしょうか。

全体を通じて、改めて、御意見等を賜れれば幸いですが、どのページからでも結構ですので、御意見等をいただければと存じます。特段手が挙がっていないですか。よろしゅうございますでしょうか。全体を通じて、もし何かございましたら、いつでもどうぞ。

【大堀企画官】 関口先生、事務局でございます。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 このまま御議論いただきますと、次回の研究会は、論点整理（案）に基づく最終報告書（案）を御議論いただくフェーズになろうかと思います。ですので、全体を通して何かございますれば、今、このタイミングでお話しいただけますとありがたいと事務局としては思うところでございます。

【関口主査】 ということです。十分時間ございますので御意見等ございますれば、最終報告書（案）に反映できるかと思います。現時点において、継続審議になっているのは、放送の取扱いの箇所にほぼ限定されてきているかなという気はしているんですけども、いかがですか。

1時間早く終わってしまうんですけども、特段引き延ばす理由もございませんので、

ほかに御意見、御質問等ございませんようでしたら、この辺りで本日の意見交換を締め切
らせさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。特段、手も挙がってい
ないし、チャット欄も空白のままでありますので、本日の議事は以上といたしたいと思います。

それでは、最後に、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。

次回会合は、2月2日金曜日を予定しております、先ほど申し上げましたとおり、最
終報告書（案）について議論することを予定しております。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス
制度におけるコスト算定に関する研究会、第6回会合を終了いたします。お忙しい中、御
参集賜りまして、どうもありがとうございました。

以上で終了いたします。

(以上)